(b)「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

注釈　締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合（投資財産の設立を認める免許又は許可のための申請を行った場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(c)「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(e)「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(f)「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(g)「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h)「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条　投資の待遇

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第五条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、そのような移転の要求を課し、又はそのような移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合

注釈　一方の締約国の区域内の自然人又は法人その他の事業体と当該投資家との間で任意に締結されるライセンス契約についての当該一方の締約国による当該投資家に対する次の事項の明示的又は黙示的な要求（その目的又は効果のいかんを問わない。）は、この(h)に規定する事項の要求に該当するものとみなす。

(i) 使用料の率又は額として、一定の水準を下回る率若しくは額を申し込み、又は一定の水準を下回る率若しくは額の申込みを承諾すること。

(ii) ライセンス契約の有効期間として、一定の期間を申し込み、又は一定の期間の申込みを承諾すること。

この注釈に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転（当該移転がこの(h)によって禁止されている要求の対象となっていない場合を含む。）に関するライセンス契約をいう。

(i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域内において生産され、若しくは提供された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)及び(e)の規定は、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

4　(b)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(c)　この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。

1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。